

社会福祉法人 鈴鹿聖十字会

平成 27 年度 事業計画

I. 法人の基本方針

社会福祉法人鈴鹿聖十字会は、福祉や医療サービスを必要とする方々に寄り添い、その声に耳を傾け、人間性、尊厳、さらにはその方の生きる権利を最大限に尊重する医療・保健・福祉サービスを総合的に提供できる体制を構築する。

また、長期的に地域の安心を生み出す福祉・医療の拠点づくりに資する方策の一環として、平成 27 年度は鈴鹿聖十字の家、菰野聖十字の家の個室ユニット化計画を進めていく。

法人内のサービスマネジメント体制については、明確な目標管理、計画的な研修、教育訓練、さらに各施設間での情報交換、経営分析、内部監査を効果的に実施し、さらなる利用者重視の気風をつくり、サービス内容や施設環境を職員自らが改善していく能力を高めることによって、利用者の満足度を高めていく。

一方、今年度より改訂された新たな介護報酬体系、さらに現在の社会情勢を分析し、長期的視野のもと、継続して経営基盤を強化していく必要があり、資源の合理的配分、経費の徹底的な合理化を図りつつ、地域医療福祉の向上に努め、積極的に地域貢献を行っていく。

II. 鈴鹿聖十字会 平成 27 年度の事業内容

1. 第一種社会福祉事業の実施

- (1) 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家の経営
- (2) 特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家の経営
- (3) 聖十字四日市老人福祉施設の経営
- (4) 障害者支援施設 菰野聖十字の家の経営
- (5) ケアハウス 白百合ハイツの経営

2. 第二種社会福祉事業の実施

- (1) 認定こども園 聖マリアこども園の経営
- (2) 介護老人保健施設 聖十字ハイツの経営
- (3) 鈴鹿聖十字の家 老人居宅介護等事業の実施
- (4) 鈴鹿聖十字の家・菰野聖十字の家 聖十字四日市老人福祉施設 老人短期入所事業の実施
- (5) 菰野聖十字の家障害福祉サービス短期入所事業の実施
- (6) 老人デイサービスセンター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (7) 老人介護支援センター 聖十字保々在宅介護サービスセンターの経営
- (8) 病後児保育事業の実施
- (9) 菰野聖十字の家 特定相談支援事業の実施
- (10) 菰野聖十字の家 障害児相談支援事業の実施

3. 公益事業の実施

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 菰野聖十字の家診療所の経営
- (3) 三重聖十字病院運営事業の実施
- (4) 訪問看護事業の実施

III. 具体的計画

1. さらなる利用者満足度向上のための教育・研修および内部監査の実施

法人全体で実施する研修、そしてその具体的な展開のための各施設での教育訓練を積極的に実施し、社会福祉法人職員として、利用者の人権を守り、より良い生活を実現できる知識・技術の獲得を目指す。また内部監査を、法人全体の施設や部署で実施し、各施設間・職員間において技術の研鑽や相互牽制が可能となるシステムを構築し、利用者に対するサービスの向上と統一を図る。

2. 法人内マネジメントシステムを活用した客観的根拠に基づく事業経営の実施

- (1) 目標管理の徹底
- (2) 教育・研修の充実と職員のレベルアップ
- (3) 施設整備の充実
- (4) 環境資源調達の充実
- (5) 給食センター・洗濯センター運営体制の充実
- (6) アンケートによる改善事項の分析と実行
- (7) リスク管理の強化
- (8) 財務・経理管理の改善
- (9) 広報活動（ホームページなど）の充実
- (10) 内部監査の充実

3. 職員の資質・意欲向上のための「キャリアパス制度」の充実

職員が将来展望を持って働き続けることができるよう、人事・給与体系やキャリア形成のための明確な人事考課体制や教育研修体制を確立し、職員一人ひとりの明確な評価・目標管理を組織として継続的に実施し、能力、資格、経験等に応じた効果的なキャリアアップ体制を構築する。

4. 経営基盤の強化

法人本部での適切な経営分析および効果的な業務・資源管理を行うとともに、各施設の稼働率の向上、法人施設業務の合理化、光熱費や消耗品費の徹底した無駄の排除、基準人員管理の徹底、能力評価を重視した給与・賞与制度の継続、勤労ニーズの多様化に対応するパートタイマーの登用、ボランティアの活用など経営基盤を一層強化していく。

IV. 新規事業の展開

1. 鈴鹿聖十字の家の個室ユニット化計画

地域の方々のニーズにこたえていくために、老朽化した鈴鹿聖十字の家を、全室個室・ユニット型施設として事業を実施するために、同一敷地内に施設の建て替えを進めていくための諸準備、設計および建築を進めていく。

2. 菰野聖十字の家の個室ユニット化計画

特別養護老人ホームについては、現在の 90 床中 60 床を個室ユニット施設として、新たに増築を行うとともに、低所得者層の方々の利用も勘案し、既存施設部分に 30 床の従来型施設を整備する。また、障害者支援施設については全室を個室ユニット型とし、特養と同様に居室部分を新たに増築し、これまで居室として利用していた既存部分については、利用者の方々のさらなる日中活動、機能訓練、文化的活動等の実施スペースとして位置づけ、利用者の方々のより豊かな生活の実現に向けて施設の増改築計画を進めていく。

3. 特定相談支援事業、障害児相談支援事業の実施

地域で暮らす障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、各種サービスの提供調整や、利用計画の策定をおこなう、相談支援事業を実施する。同時に地域の障害児が抱える様々な課題の解決や、より効果的なサービス利用計画の立案に向けて、障害児相談支援事業を合わせて実施する。

鈴鹿聖十字会 施設・事業一覧

施設名	事業名	定員
特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	60
	居宅介護支援事業	---
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	2
	老人居宅介護等事業（訪問介護事業）	---
障害者支援施設 菰野聖十字の家	生活介護事業	75
	施設入所支援事業	60
	障害者短期入所事業	5
	日中一時支援事業	---
	特定相談支援事業	---
	障害児相談支援事業	---
特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	90
	居宅介護支援事業	---
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	7
ケアハウス 白百合ハイツ	ケアハウス事業	50
聖マリアこども園	幼児教育・保育一体事業	70
聖十字四日市老人福祉施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	29
	老人短期入所（短期入所生活介護）事業	10
聖十字保々在宅介護 サービスセンター	老人デイサービス事業	30
	老人介護支援センター（四日市市委託事業）	---
	居宅介護支援事業	---
介護老人保健施設 聖十字ハイツ	介護老人保健施設事業	100
	短期入所療養介護事業	---
	通所リハビリテーション事業	15
三重聖十字病院	疼痛緩和医療事業	25
菰野聖十字の家診療所	診療所事業	---

平成27年度 事業計画 特別養護老人ホーム 鈴鹿聖十字の家

I. 事業内容

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 定員 60 名
居宅介護支援事業

II. 施設方針

「施設を利用される皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただくために、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

上記の事柄を実現していくために、介護・看護職員の離職を防ぎ、モチベーションを高める取り組みと同時に、その質を向上させるため施設内研修を行い、積極的に外部の研修にも参加する。またユニット型特養への移行を予定していることから、今後の看取り体制の強化を見据えた終末期ケアのソフト面での充実を図る。

III. 事業計画

計 画 事 項	実施内容
終末期ケアに積極的に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">・入居時に終末期ケアに関する説明、意向確認を丁寧に行う。また状態が変化された際には施設で最期を迎える場合、病院に搬送する場合のそれぞれのメリット・デメリットをしっかりご説明し、悔いのない選択ができるよう援助する。・関係する多職種（医師を含む）の連携により、苦痛を和らげ、清潔を維持するためのケアを、心身状態に応じて行い、安らかにお過ごしいただけるようにする。・ご家族への状況報告を綿密に、かつ丁寧に行う。・エンゼルケアを実施するにあたっては、特定の職員ばかりにならないように配慮し、先輩とともに実施することで不安を解消し、理解を深めるようにする。
入居者一人ひとりの健康維持のため、脱水、尿路感染症、誤嚥の予防に徹底的に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">・一日の水分補給目安は 1500ml とする。摂取量少ない方には、喜んで飲んでいただける飲料を用意する。・安易なおむつ使用をせず、トイレでの排泄ケアに取り組み、陰部清潔の保持に努める。・食事時の姿勢、介助方法、食事内容を細かく見直すとともに、食事以外のときの状況にも注意して、誤嚥の危険性を極力減少させる。

計 画 事 項	実 施 内 容
<p>安全に生活していただけるよう、介護事故予防・感染症蔓延予防に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故件数を前年度より減少させるために、委員会にて事故・ヒヤリハット事例の検討を行い、再発防止策を全職員に周知させるとともに職員誰もが同じ対応が可能となるよう“目で見てわかる”工夫をする。 ・ 感染症の蔓延を起こさないようにするため、季節に応じた衣服・寝具の着用、室内温度・湿度の管理、館内の換気などを日常的に行う。また感染症が疑われる場合には医療職の判断を待たずに素早い感染対応がとれる意識づくりを行う。
<p>現在の心身機能が維持でき、たとえ体調を崩されても、症状安定後に元の生活に戻っていただけるように取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万一体調を崩された場合でも、安定後の離床促進、歩行可能な方の歩行促進等により、以前の生活様式を取り戻していただくよう取り組み、「寝かせきり」をなくす。 ・ 心身機能維持は生活意欲と深く関連するので、意欲を持っていただくために職員から話しかけるほか、必要に応じてご家族にも声かけなどご協力をお願いする。
<p>入居者一人ひとりのニーズに応じたサービスを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設サービス計画を形式化したものとせず、個々のニーズに応じ、ご本人、ご家族の意向を十分に確認し、丁寧に策定を行う。 ・ 策定した計画を各チーム単位で周知徹底、計画に沿ったサービス提供を実施する。 ・ ニーズに応えることができるだけの社会資源（施設としてのサービス及びご家族や地域の支援等）を理解し、利用者ご本人にとってそれが有効になるよう調整する。
<p>楽しく、安全に召し上がっていただける食事の提供を目指し、現状の改善に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつまでも経口摂取が可能となるよう、利用者の身体状況に応じた食形態を用意し、それぞれ見た目、味、嚥下しやすさの質を向上させていく。 ・ 食事に関して意欲を持っていただけるように、嗜好に応じた献立の作成するほか、月に1回以上の行事食を行っていく。 ・ その方の状況に応じて特食や療養食の提供を確実にするとともに、提供しっぱなしとならないよう、介護・看護・調理等多職種が連携し、日々の観察を確実に実施し、素早く食事形態をアップできる体制を維持できるようにする。

計 画 事 項	実 施 内 容
安定したサービス提供が可能となるよう、介護・看護職員は国の基準に抵触しない人員配置を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク・人材センター・広告会社など、多様な機関・媒体を通しての募集活動を積極的・継続的に実施する。 ・新卒に関しては、大学・専門学校・高校への採用活動を実施する。特に近隣高校に対して 7 月に個別訪問を行う。 ・また職員の知り合い関係、退職者の動向などにアンテナを張りながら人材の維持・確保に努める。
運営の安定化のため、ショートステイを含めた 62 床の年間平均稼働率を 98%とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者を獲得するため、病院・居宅介護支援事業所・グループホーム・サービス付き高齢者住宅等を訪問し、施設の特長を説明すると同時に、空きが出た場合の情報提供を素早く行う。 ・パンフレット等を使用した広報活動を積極的に行う。
緊急に利用を必要とする要介護高齢者の相談に応じ、積極的に受け入れを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護者の不在や虐待など、自立して生活することが困難な状況にある方に対しては、短期入居生活介護事業と連携しながら積極的に受け入れを行い、地域の期待に応えていく。
利用者満足度調査の結果を「4.1」以上確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の調査にて満足度が低い項目や指摘があった内容に対して丁寧に改善を行い、満足度を向上させる。
入居者・家族からの苦情に対して丁寧に対応し、苦情を通して施設サービスの改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該入居者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。
電気・ガスの使用量が前年を上回らないように管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、前年同月との対比を行い、変動を確認する。 ・照明、家電等で不必要な電気の使用をしないよう全職員で徹底する。 ・浴室のシャワー、給湯の無駄遣いがないよう、関係職員に指導する。 ・細かく館内の気温を確認し、マニュアルに従った冷暖房管理をする。
居宅介護支援事業所は平成 27 年度で終了する予定であることから、スムーズに移行できるよう調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣のサービス付き高齢者住宅等と連携するなど工夫してカバーする範囲を広げ、利用者を極端に減少させることなく推移させる。 ・地域包括支援センターや他の居宅介護支援事業所と連携し、利用者に迷惑をかけないようスムーズな移行を目指す。

平成27年度 事業計画

老人短期入所事業 鈴鹿聖十字の家

1. 事業内容

老人短期入所事業（短期入所生活介護） 定員2名

II. 施設方針

「利用される皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただくために、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

昨今の社会情勢の変動に伴い発生する諸課題に対応し、緊急性の高い要介護高齢者の方を積極的に受け入れ、地域に貢献していく。

III. 事業計画

計画事項	実施内容
安全に生活していただけるよう、介護事故予防・感染症蔓延予防に取り組む。	<ul style="list-style-type: none">受け入れ担当者が利用開始前に利用者個々の心身状態と事故の危険性を十分に把握し、具体的な予防対策を立案して全職員に周知させ、実行していく。感染症の蔓延を起こさないようにするため、季節に応じた衣服・寝具の着用、室内温度・湿度の管理、館内の換気などを日常的に行う。
利用者の方がサービスの利用中と在宅生活の間で混乱されることがないようにする。	<ul style="list-style-type: none">受け入れ担当者が利用開始前に、利用者個々の心身状態と、在宅での生活状況、およびご本人・ご家族の意向を把握したうえで、利用終了後ご自宅に戻られてからの生活に混乱が生じないように、ご利用中のサービス内容を綿密に策定、全職員に周知させ、実行していく。ご利用中の状態は主介護者、担当介護支援専門員に丁寧に報告し、信頼関係を構築する。
利用者の方がサービスの利用中に疎外感を持たれることのないよう対応する。	<ul style="list-style-type: none">利用者の方は認知症で苦しんでおられたり、在宅でも疎外感を感じておられる方がたくさんいらっしゃるので、施設利用中は入居者の方と区別することなく同様の対応を心がけ、安心してお過ごしいただけるようにする。
緊急に利用を必要とする高齢者の相談に応じ、積極的に受け入れを行う。	<ul style="list-style-type: none">介護者の急な不在や虐待など、自立して生活することが困難な状況にある方に対しては、行政や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携しながら積極的に受け入れを行っていく。短期専用ベッドが満床の場合は、特養の入院ベッド等空床を利用して受け入れできるよう工夫する。

計 画 事 項	実 施 内 容
利用者満足度調査の結果を「4.1」以上確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 前年の調査にて満足度が低い項目や指摘があった内容に対して丁寧に改善を行い、満足度を向上させる。
入居者・家族からの苦情に対して丁寧に対応し、苦情を通して施設サービスの改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該入居者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。
平成28年度のユニット化以降の空床利用に向けての信用づくりを念頭においた運営を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ユニット化以降は併設の短期入所生活介護は実施しないが、空床ができた場合の利用者確保に迅速に対応できるように、居宅介護支援事業所や利用者・ご家族に対して信用いただける丁寧なケアの提供と対応を継続していく。

平成27年度 事業計画 老人居宅介護等事業 鈴鹿聖十字の家

1. 事業内容

老人居宅介護等事業（訪問介護・介護予防訪問介護）

II. サービス方針

「利用される皆様が、可能な限りご自宅での生活を継続していただくことができるように、優しく、親切で丁寧なサービスを提供する」ことを基本方針とする。

また平成27年度をもって事業を終了する予定なので、利用者にご迷惑をおかけすることのないよう丁寧な移行調整を行う。

III. 事業計画

計画事項	実施内容
平成27年度で訪問事業を終了する予定なので、利用者にご迷惑をおかけすることのないようにする。	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネージャーと緊密に連携しながら、利用者のサービス利用に支障が出ないようにスムーズな移行を実施する。・利用者を他の事業所に移行するにあたって、管理者・担当で毎月利用状況を確認し、できるだけ大きな赤字とならないような管理を実施する。
利用者満足度調査の結果を、「4.1」以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・担当者によって利用者へのサービス内容が大きく変わることがないように、ミーティングにおいて利用者個別の状況、サービス内容、留意すべき点に関して担当者間で周知徹底を図る。・また最後まで利用される方には良い評価をいただけるよう親身になって、今後の利用調整を行う。
利用者・家族からの苦情に対して丁寧に対応し、苦情を通して施設サービスの改善を図る。	<ul style="list-style-type: none">・丁寧に苦情処理を行ったうえで、ミーティングにおいて苦情の内容、改善方法を確認し、当該利用者だけでなく、同様の問題が発生する可能性のある他の利用者に対しても同じように取り組んでいく。

障害者支援施設 菰野聖十字の家

平成 27 年度 事業計画

I. 事業内容

障害者支援施設（生活介護事業 定員 75 名、施設入所支援事業 定員 60 名）
障害者短期入所事業 : 5 床
日中一時支援事業
相談支援事業・障害児相談支援事業

II. 職員定数

看護職員、セラピストおよび生活支援員の配置数は、利用者に安心して、またその人らしい意欲的な生活の実現を目指すため人員配置体制加算（I）基準数の配置を維持する。

III. 運営の基本方針および事業目標

「利用者との誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、施設を利用されている多様な障害をお持ちの方が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。具体的には専門職員が利用者個々の課題を明確に把握し、利用者への喜びや満足感を感じていただくために、様々な手法や手段を身につけ、利用者に対し、より具体的な取り組みを実践し、利用者のより意欲的な生活を生み出していく。

対人援助技術や障害特性の理解を深める事でコミュニケーション能力の向上を目指す事と、施設内の美化と季節を感じられる環境の整備を目指す事、併せて職員が喜々として働く事の出来る環境作りに努める事で、利用者が安心して、心から安らぎを感じる事の出来る環境を構築していく。

IV. 具体的な事業計画およびその内容

1. 施設入所支援・生活介護事業（入居部門）

計画事項	実施内容
利用者に喜んでいただけるケアを実施し、利用者満足度のアップに取り組む。	<ul style="list-style-type: none">今年度も主任・副主任の監督職者は、利用者の生活上で抱える課題等に対して取り組んでいる内容をチーム毎に年 2 回（上半期・下半期）評価し、「良いケア」と「改善すべきケア」を明確に明示する。また「良いケア」は全チームで水平展開を行うとともに「改善すべきケア」は具体的な改善計画を策定し、その施策に基づいて改善に取り組む。利用者に不快・不満・混乱等を与えないためには、報告・連絡・相談・その他情報共有の必要性があることを研修や毎月実施されるチームミーティングで発信し、全職員の理解を深めていく

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活において、ご家族様が安心して頂けるよう支援員はご家族様と積極的な意見交換を持つよう努めていく。
<p>利用者の方々の生活の楽しみに配慮しつつ、健康で過ごしていただくための、より人間的な健康管理、医療・看護サービスを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主任・副主任は利用者個々の健康感や生活の楽しみに目を向け、必要に応じて生活支援員と医療・看護部門双方の意見を集約し、支援の方向性を明確に明示する。 ・便通や褥瘡の改善などは医師・看護師が実施する医療的処置だけでなく、セラピスト・管理栄養士・生活支援員等の各職種が連携し、療養環境・日中活動・栄養面・その他生活環境全般からアプローチする。
<p>利用者の方々が施設で有意義に且つ安心して生活頂けるサービスを提供する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに沿った年間行事予定表を作成し他職種間連携のもとでの提供に努める。 ・レクリエーション委員会を中心に、多くの利用者が参加し楽しみと感じて頂けるよう、日中活動の内容を見直し新たな活動も検討する。 ・利用者のニーズを把握しながら、外部ボランティアとの交流を年1回以上実施する。 ・利用者個々のニーズに沿った食事を提供出来るよう管理栄養士と支援員・言語聴覚士協力のもと、少人数での食事会を実施し、食への満足向上を目指す。 ・接遇改善と障害特性の理解を高める事でコミュニケーションスキルを向上し、安心して生活頂ける環境を提供する。
<p>利用者の方々に、継続して食べる楽しみを感じていただくために、専門的な摂食・嚥下ケアを提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・摂食・嚥下障害を起因に身体機能の低下や誤嚥性肺炎などの疾病を招くことが無いように、言語聴覚士を中心に他職種間で連携・協力して、摂食・嚥下評価、食事時の姿勢、食事形態、食事環境、食事介助方法の見直しなどを計画・実施・評価・改善する。 ・摂食・嚥下ケアをより適性を実施するため、医療・栄養職種だけでなく、今年度も食事介助を主に実施する生活支援員の摂食・嚥下ケアに関する知識・技術の獲得を目指していく。 ・経口移行が可能と判断される利用者に対しは、言語聴覚士を中心に他職種および医療機関等と連携のもとに経口移行に向けたアプローチを図る。
<p>食事をよりおいしく、安全に食べていただくために、さまざまな障害の状況にあった食事形態や、献立の多様化等の研究を行い、実際の献立に積極的に導入していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も利用者が真に美味しいと感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、食事満足度向上委員会にて他職種共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を検討・実践・評価を行い食に対する満足度の向上を図る。 ・管理栄養士中心に栄養モニタリングの充実を図り、利用

	<p>者の栄養状態の維持・改善を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書による献立表ではメニューを理解・認識できない方が多数おられるため、献立表等、利用者メニューをお知らせの方法等を検討する。
<p>介護事故、食中毒・感染症発生等に対する理解を高め、適切なリスクマネジメントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント委員会を中心に全職員で事故・ヒヤリハット内容の分析を行い、原因を明確にするとともに、利用者一人ひとりにより適正な対策となるようにサービス提供体制や療養環境の見直しを随時行うことで事故・ヒヤリハットの発生率低下を強化する。 ・利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切なケアの見直しを行う。 ・感染症対策委員会を中心に感染に対する知識を高める研修を実施し、より効果的な対策立案や計画修正を行い、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・環境委員会を中心に生活上危険と思われる環境を整備し事故を未然に防ぐ事の出来る体制を構築する
<p>利用者の療養および居室環境を整備し、安心且つ快適に生活していただく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境整備委員会を中心に施設内の美化に努め且つ視覚的に季節を感じ喜んで頂ける環境を検討し提供する
<p>障害者スポーツ・創作活動・生産活動を実施する事で、楽しみや生きがいを提供し且つ健康的な日常を過ごしていただく</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も利用者に「楽しみ」「生きがい」となるような活動を提供していただけるように、既存の活動を定期的に評価しながら継続する。併せてこれまで実施していない創作活動や生産活動、障害者スポーツをレクリエーション委員会を中心に創造し実践していく。 ・今年度も日中活動の強化・充実を図ることは利用者の楽しみ、心身の活性化による精神的な安定、生活意欲の拡大につながるだけでなく、心身状況の詳細な確認につながることで疾病や体調不良の早期発見につながり入院者数の減少、身体介護ニーズの低下にもつながることを全職種が認識し、利用者の意向・ニーズが日中活動に反映された個別支援計画となるように努める。
<p>利用者の直接の声を聞き、社会参加を進める事で、日常生活における満足度の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度も多くの利用者からの声（要望）がある外出支援を可能な限り実施し、利用者へ楽しみ、生きがいを感じていただく。また施設外に出る機会を多く持つことで社会交流機会や興味関心の持てる物・活動の幅を広げていただくよう努める。

<p>利用者の身体機能の維持・向上が でき活動的に過ごして頂ける よう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関節可動域訓練や歩行訓練等の理学療法、創作・生産活動等の作業療法、摂食・嚥下等の訓練、言葉によるコミュニケーションに問題のある方にも豊かな生活が送れるような訓練を、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を中心に支援員・看護師との積極的な意見交換と情報の共有を持って実践する。
<p>職員のケアの質と専門性の向上、 利用者・家族などとの良好な 関係を築き上げるための教育 訓練を実施する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修として介護看護職員に対し、参加形式の教育訓練を2ヵ月に1度は実施する。また、現場にとって必要と判断される外部研修においては積極的に参加する。 ・法人理念に基づいた「接遇」研修や内部コミュニケーションの必要性の理解を深めるための必要な措置を行う事で利用者や家族から信頼され、頼りとされる職員の育成を目指す。
<p>職員の意欲が維持向上される環 境づくりに努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理監督職者は職員が互いに抱える問題意識を共有し理解し合う為に、役職ごと及び勤続年数ごとに聞き取り・助言を行う機会を持ち意欲の向上に繋げられるよう努めていく。 ・「良いケア・取り組み」に関して管理監督職者は声に出して評価し、モチベーションの向上につなげる。 ・管理監督職者は職員から積極的に意志の表出ができるよう柔軟な姿勢に努めて行く ・新人職員に対しては意欲の向上・不安の軽減に努めるべく毎月の聞き取りと助言を6ヶ月間継続的に行い評価していく ・ハラスメントに対する理解を深め、働きやすい職場環境の維持に努める
<p>適切な防災計画の策定と、地震、 風水害等の緊急時に負傷者の救 護やケアの提供が速やかに対応 できる体制の構築をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設に併設している特別養護老人ホーム、ケアハウス等とともに年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように平時より職員教育に努める。 ・緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。 ・緊急時にも酸素吸入や吸引器が使用できるように発電機を整備しているが、緊急時にも迅速かつ的確に発電機等に使用ができるように介護・看護職員の研修・訓練を実施する。
<p>施設安定経営と、適切なサービ ス提供確保のための施設利用率 の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策委員会にて、当施設の感染症対策の取り組み状況を随時評価し、より効果的な対策立案や計画修正を行い、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止を強化するとともに、行政、関係機関とも連携をとり、

	空きベッドが生じない管理を徹底し、ベッド稼働率 98%を維持する。
--	-----------------------------------

2. 短期入所事業（入居部門）

計 画 事 項	実施内容
利用者に安心・満足していただけるケアの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画書に基づくケア内容を各チームが責任をもって実施するとともに、在宅事業の認識を十分に理解して、利用者に丁寧に寄り添うことで安心して利用していただけるように努める。
在宅での生活状況に合わせたサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・安心してご利用いただくためにご自宅での生活状況を定期的に確認させていただき、ご家庭に近い居住環境と生活状況・生活リズムに合わせた個別サービスを提供する。 ・相談支援事業所によるサービス等利用計画が作成されておられる利用者については、随時ショートステイ利用状況を報告するとともに、相談支援専門員によるモニタリング・サービス担当者会議を通じて個別支援計画書を更新する必要性を判断するとともに施設サービスにおける課題を把握・改善していく。
職員のショートステイや通所（生活介護）等の在宅事業に関する理解の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ等の在宅事業の役割と重要性、ショートステイ事業を実施・運営するうえで求められる職員の意識や姿勢、相談支援事業所との連携・協力体制・方法などを職員に指導・教育を行う。
ご家族や他事業所との連携、連絡・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ご家族様だけでなく、相談支援事業所、市町ケースワーカーからも、施設サービスに対するご意見・ご要望、施設サービス改善に向けた率直な意見を確認してサービス改善に努める。また他事業所をご利用されている方については、他事業所、行政、相談支援事業所等との連携や情報共有に努め、利用者が在宅でより良いご生活が営めるように必要な助言や支援を丁寧に実施する。
通所との情報共有と連携、サービス内容の統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・通所とショートステイ併用利用者が多数おられるが、利用者や御家族の意向やリスク管理、その他共通する支援・サービスについて情報共有を密に図り、また必要に応じて相互での協議を行い利用時に安心してご利用いただけるように努める。 ・個別支援計画書は原則、通所（生活介護）と短期入所で更新日を同日にし、双方の担当者間で担当者会議等を実施・協議して作成し、通所でのサービスとショートステイでのサービスを説明できるようにする。
日中活動（文化・娯楽・創作・生産活動等）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々が在宅で取組まれている活動や興味関心を持たれている活動を短期入所利用中も支援できるようにする。

満足いただけるサービスの提供を目指して	・利用者により良いサービスを提供するため、より安定した経営・運営を図る必要性があることから年間平均稼働率98%以上とする。
職員のケアの質と専門性の向上、利用者・家族などとの良好な関係を築き上げるための教育訓練を実施する	・法人理念に基づいた「接遇」研修や内部コミュニケーションの必要性の理解を深めるための必要な措置を行う事で利用者や家族から信頼され、頼りとされる職員の育成を目指す。

3. 生活介護事業（通所部門）

I. 運営の基本方針および事業目標

鈴鹿聖十字会共通理念「利用者に最も有利なサービスを提供する」のもと、利用者の日常生活および社会生活がより快適で安心できるものとなるように最大限の支援に努めることを基本方針とし、利用者一人ひとりの生活暦や価値観・その想いをありのままに受け入れ、その方らしい生活を送っていただくために必要な援助の方法を共に考え共に取り組みながら、利用者の幸福感や満足度の向上および自立支援へと繋げていくことを事業目標とする。

内容的には、アットホームな雰囲気での食事の提供や心地よい入浴・排泄サービスの提供をはじめ、意欲的な創作活動および生産活動の提供、楽しみながら運動・活動・機能訓練できるレクリエーションの実施、様々な行事や外出計画を立案・実行する

ことで、地域との交流や社会参加の機会を設けながら、より楽しく充実した在宅生活を送ることができるように支援にあたっていく。

職員には個々に持っている能力を十分に発揮することができるようにサポートするとともに、日頃からのコミュニケーションや意見交換を通じて、ケアの質の向上および働きやすい職場の環境づくりに繋げていく。また、外部研修への参加や当施設マニュアル等を資料とした内部研修を実施することで、施設の役割・責任についての理解を深め、個々のスキルアップや全体のレベルアップを図っていく。

II. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
利用者一人ひとりの安心・満足度を高めていくために、信頼関係の構築・強化およびサービスの質の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりの想いに寄り添い、その方の真意・本意に合った支援、サービス提供に努めることで信頼関係の構築・強化を図る。 ・具体的な要望や苦情だけでなく、利用者とのコミュニケーションから得られる貴重なご意見や職員の気づき等を書面にし、十分な検討・協議を行うことでサービスの質の向上を図る。 ・個別支援計画書においても「ご本人中心」視点の計画書となるように、その方のご意向を丁寧に確認しながら作成する。また可能な範囲で利用者と一緒に作成する。

	<ul style="list-style-type: none"> 当施設の短期入所を併用利用されている方に対しては、入所部門との情報の共有および協力体制を密にし、サービスの質の向上を図る。
<p>利用者の安心・安全に対するリスクマネジメント管理を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発生した事故や苦情に対しては、最大限にその再発防止策の検討・実践・評価を行う。 事故またはヒヤリハットに該当する事実が生じる前に、危険と予測された時点でのヒヤリハット報告書を作成することで、危機管理の強化および事故防止を図る。 利用者にとって不利益となるような対応やサービスとならないように「接遇マナー」や「不適切ケア」についての研修を実施する。 職員全員が法人理念、倫理綱領および行動指針を十分に理解して支援・サービス提供ができるように随時、職員個々への指導・教育の機会を持つ。 当施設の短期入所支援を併用利用されている方に対しては、入所部門との情報共有を密にし、安全配慮および事故防止を図る。
<p>職員の知識・技術の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員個々のスキルアップやモチベーションアップを図っていくために、内部研修やケアカンファレンスを毎月実施する。 「通所事業所に求められる役割・責任」や「サービス提供の根拠となる法制度」等の理解を深めるため、指示文書やマニュアル等も活用しながら研修を実施する。 職員個々が日々の業務の中で感じる疑問や改善点、抱えている困難ケース等について、職員全体で共有・協議することで、より良い支援方法を模索する。
<p>日中一時支援事業の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害を持つ児童へのサービス提供方法や支援内容について、職員全体で考える。 家庭での生活状況等だけでなく、特別支援学校でのご様子や支援方法などの情報も収集する。 身体障害のみならず、知的障害の方への関わり方や障害を持つ本人・家族の心情心理の理解を深める。

Ⅲ. 日中活動の具体的内容

計 画 事 項	実施内容
<p>リハビリ・機能訓練</p> <p>担当：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・生活支援員</p>	<p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のセラピストによる指導・アドバイスを受けながら、利用者個々のニーズ・身体状態に合った活動プログラムを検討・協議・実践・評価する。</p> <p>種 類：理学療法士による関節可動域訓練 平行棒・昇降台での歩行訓練、歩行器を使用しての歩行訓練、記憶力訓練、マット運動など 作業療法士による作業療法、知的訓練、創作活動など</p>
<p>創作活動</p> <p>担当：作業療法士・生活支援員</p>	<p>利用者のご希望やニーズに合わせて、様々な創作活動の機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>くみひも</u>：細いひもを組み、ストラップや帯紐などを作る。 ・ <u>陶 芸</u>：週に1回先生をお招きし、指導を受けながら活動中。 利用者の残存機能の活用および物づくりの楽しみや喜びを感じていただけるように、湯のみやお皿を制作する。 ・ <u>手 芸</u>：折紙を折ったり、ちぎり絵を組み合わせたりして、様々な作品を作る。 ・ <u>タイルモザイクアート</u> 小さなタイルを貼り合わせて、様々な作品を作る。
<p>日中活動・レクリエーション活動</p> <p>担当：生活支援員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も利用者のご希望に沿いながら、現在取り組んでいる日中活動、創作活動、レクリエーションを継続する。 ・ 楽しみながら運動や機能訓練を行うことができるメニューを用意する。 ・ 明るく楽しい雰囲気をつくりながら、利用者同士によるコミュニケーションや交流の場となるように実施する。
<p>社会適応訓練</p> <p>担当：生活支援員</p>	<p>フロアーに設置されたパソコンを使用し、文章の打ち込みやインターネットの活用等、様々な楽しんでいただく。</p>

4. 特定相談支援事業・障害児相談支援事業

I. 事業内容

特定相談支援事業・障害児相談支援事業

II. 運営の基本方針および事業目標

地域で暮らす障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように相談支援事業を実施し、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援、また障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していく。

III. 具体的な事業計画およびその内容

計 画 事 項	実施内容
利用者に安心・満足していただける相談対応とサービス等利用計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none">・利用者の相談に丁寧に寄り添うことで安心して利用していただけるように努める。・適切なサービス等利用計画となるように、丁寧にご本人・ご家族の意向等を確認するとともに、生活状況やサービス事業所の利用状況等の確認に努める。
相談支援事業に求められる役割を十分に理解して運営・実務を行い、利用者の確保と信頼関係の構築を図る。	他の相談支援事業所、事業所のサービス管理責任者、市町ケースワーカーと積極的に交流を図ることで、必要な助言・指導・協力をいただきながら運営する。

特別養護老人ホーム 菰野聖十字の家

平成 27 年度 事業計画

I. 事業内容

介護老人福祉施設 90 床 ・ 居宅介護支援事業

II. 施設方針

社会福祉法人のあり方が問われ、また国をあげて地域包括ケアの推進に取り組もうとしている中、当施設も行政や地域の事業所と連携を深め、地域になくてはならない施設として貢献できる姿を目指す。そのためには認知症があり混乱や不安に陥っている方に対しては、その思いに共感し、寄り添い、誠実に接することで信頼関係を深め、少しでも安心していただけるように支援し、終末期にある方には利用者の立場でご家族様としっかり対話を持ちながら、本当にその方が望む最期を迎えていただくよう丁寧な看取りを実践していく。

また社会的にも問題となっている介護職員不足により、介護経験や資格のない職員を雇用せざるを得ない状況の中、いかに利用者・ご家族に安心していただけるかに焦点をあてた介護技術の向上や接遇とコミュニケーションに力を注ぎ、安心していただける環境を整備する。そのために新人職員については法人理念を理解したうえで、介護技術の実践研修やレポート提出を活用しながら、サービスの質と職員の専門性の向上を目的とする施設内の教育訓練を実施していくとともに、既存職員も含め施設外研修にも積極的に参加し、職員のモチベーションとスキルのアップを目指し、利用者の満足度アップに貢献できる職員を育成していく。

III. 事業計画

① 介護老人福祉施設

計 画 事 項	実施内容
入居者に最も有利なサービスを提供するため、他職種連携のもと施設サービス計画書を作成、実行する。また実施されたサービスを確実に記録することで常に適切なサービスを検討していけるような体制を維持する。 【施設サービス計画の立案・実行・記録】	<ul style="list-style-type: none">・個々の入居者のニーズや能力、生活習慣または家族の希望を考慮し、ケアワーカー、介護支援専門員、看護師、理学療法士、管理栄養士、生活相談員など、他職種連携のもとサービス担当者会議を開き、施設サービス計画書を作成し、確実に実行する。・施設サービス計画書は最低でも 3 ヶ月に一回は見直し更新する。・サービスは入居者の状況に合わせて常に見直し、適切なケアを実施する。また入居者の介護度が変わったときや心身の状態が変わったとき、退院後、認定期間が更新されたときなどもサービス担当者会議を開きサービスが適切かの見直しを行う。・作成された計画書は入居者本人、または家族の方に分かりやすく丁寧に説明する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書に記載されたサービスが実行された際は、確実に記録システムに記録しデータ分析およびサービスの見直しに活用する。
<p>特養での生活において、より質の高いケアを提供し、心身ともに健康で穏やかな生活を送れるようサービスを提供する。</p> <p>【質の高いケアの提供】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や障害がある方であっても入居者の意思を尊重し、可能な限り望む生活を送れるよう多職種連携で支援する。 ・コミュニケーションがとれる、とれないに関わらず援助の際は丁寧に声を掛けながら実施する。 ・入居者の体調管理について、毎日の接触やコミュニケーションの中から入居者の方の小さな変化を見逃さず、迅速で適切な対応を行う。 ・生活動作訓練など残存機能の活用や精神活動性を維持するため様々な活動への参加を促すなど生活機能が向上するよう援助する。 ・入居者の心身の状態や身体的特徴、皮膚の状態、栄養状態などを把握し、適切な時間・方法で体位交換を実施することで褥瘡を未然に防ぐ。 ・認知症ケア・排泄ケア・入浴ケア・食事満足・リスクマネジメントなどの委員会やチームによって、知識や情報を共有し、ケアの質を向上させる。
<p>食事について、食に関する取り組みを充実させ、美味しく、安全に召し上がっていただける食事を提供し利用者満足につなげる。</p> <p>【食事満足】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事満足度委員会などで食事形態の改善や献立の見直しに取り組み、より美味しく安全な食事を提供する。 ・栄養モニタリングの充実を図り、他職種と連携しながら入居者の栄養状態の改善を目指し、できるだけ口から食べる楽しみの支援を行い、工夫を重ねることで経口摂取の維持を行い、安全で美味しい食事の提供を目指す。
<p>認知症ケアについて、認知症から来る混乱や不安が軽減できるよう専門性の高いケアを提供する。</p> <p>【認知症ケア】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方が安心して生活できるよう対話を重視したケアに取り組み、認知症があっても混乱なく安心して生活できるよう支援する。 ・認知症の方の言動に共感し否定や命令の言葉を使わず、丁寧な言葉を使う。 ・職員は認知症の対応で感情的にならず、専門職員としていつも冷静かつ温和に対応する。 ・内部研修にて認知症及び認知症ケアに関する知識を深め専門性の向上を図る。 ・認知症ケアについては職種や部署を越えて情報を共有し、みんなで協力してケアできる体制をつくる。
<p>終末期ケアについて、施設での看取りを望まれる入居者あるいは家族の方が悔いの残らないよう、より良いサービスを提供し看取りの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアを行う際は、入居者の家族に対して看護師・主任・副主任等の担当職員から丁寧に状態の説明を行い、家族の方の不安を軽減するとともに、より良いターミナルケアを開始するために家族の方との

<p>を図る。 【看取りケア】</p>	<p>コミュニケーションを密にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアを実施する際は、終末期ケア計画書を作成し、他職種連携しPDC Aサイクルに基づき対応する。 ・終末期ケア計画書作成時には入居者や家族の思いを可能な限り実現できるよう留意する。 ・デスカンファレンスを通じて、看取りケアを振り返り、職員の気持ちを整理するとともに、以降の看取りケアに活かしていく。
<p>リスクマネジメントについて、入居者が安全そして安心して生活していただくため、事故防止、感染症の防止、食中毒の防止に取り組む。また精神的苦痛を伴う身体拘束や虐待の排除にも積極的に取り組む。 【リスクマネジメント】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・ヒヤリの発生を未然に防ぐため、状況に応じて職員の動きを見直したり、福祉用具を活用したり生活環境を整える。 ・月1回リスクマネジメント委員会にてヒヤリハットや事故の対応策の適正について他部署間で意見交換を行い、再発の防止やリスクの軽減を行う。 ・月1回食中毒及び感染症対策委員会を実施し食中毒や感染症に関する知識を学び他の職員にも周知する。 ・消毒・換気・加湿等による発生防止具体策を強化するとともに、万一、発生した場合は『院内感染・食中毒予防マニュアル』に沿って対処し拡大防止を徹底する。 ・感染症発生時あるいは疑いのある場合、すべての職員が迅速に対処できるよう日頃より周知・教育・準備をし、発生時は各部門に速やかに連絡し対応する。 ・身体拘束を排除する取り組みに努め、やむを得ず行わなければならない場合は、経過を確実に記録し、毎月委員会にて再検討を行う。 ・虐待を意識させる職員の言動や態度については、その都度、上司（主に主任、副主任）により迅速に指導を行い対応の修正を行う。 ・年一回以上、事故の予防、感染症、食中毒、身体拘束、虐待等についての内部研修を実施し専門職員としての意識付けを行う。
<p>環境整備について、居心地の良い環境を整備することで利用者満足度の向上に取り組む。 【環境整備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が快適に生活できるように居室の清掃や整頓、また個々人にあったその人らしい設えを行う。 ・居室・トイレ・廊下など清潔な環境になるよう留意し、においの軽減にも取り組む。 ・居室の温度や明るさなど適切に管理し、周りの騒音にも配慮した環境を整備する。
<p>職員の業務に対するモチベーションを上げるとともに、職員一人ひとりが意見の出しやすい職場（土壌）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員から提出される毎月のレポートの中で、施設に対する意見をあげてもらい、その内容をリーダーミーティングで協議し、実施可能なことはすぐに実施し、実

<p>作りを継続していく。 【モチベーション向上】</p>	<p>施できないことも理由をはっきりとさせて提案者に説明できる体制を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任・副主任・リーダーが職員個々との対話の時間を取り、話を聞き、悩みの解決やモチベーションアップできるように助言を行う。 ・すべての職員に何かの役割を持たせることにより、責任ある仕事を担当することで信頼と自信、モチベーションをあげていく。
<p>職員の専門性の向上について、内容を吟味した教育訓練をすることで、ケアの質と専門性の向上を図り入居者の方により良い援助を実施する。 【教育訓練】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修については法令や情報公開等で定められている内容や法人の理念の遵守、人権の尊重、さらには具体的な課題に対しての解決のための考え方等の内容を吟味し、職員のレベルアップを図るための専門研修、教育訓練を毎月実施する。 ・外部研修については老施協や三重県社会福祉協議会主催以外のものについても内容を吟味したうえ、現場を優先しながらも、スキルアップにつながるものについては可能な限り参加する。 ・入居者に対して不適切な言葉や態度を改善するため接遇に関する教育を行う。
<p>文化・教養活動の充実を図る。 【余暇活動の充実】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が実施している朗読クラブ、書道クラブ、映画放映を継続開催するとともにボランティアの活用を強化し、笑顔が多くみられるような文化・教養面でのサービス提供を継続する。 ・こども園の園児との交流の機会を定期的に設け、関わりを増やすとともに、入居者様に元気を持っていただける取り組みを実施する。
<p>施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための施設利用率の確保 【利用率の確保】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率を安定させるため、生活相談員業務のできる職員の養成に取り組むとともに、加算等の算定も十分に考慮した管理を実施する。 ・行政、関係機関とも連携をとり、空きベッドが生じない管理を徹底し、緊急時の要請にこたえながらも、ベッド稼働率が低下しないよう取り組む。 ・入居者様の重度化・高齢化により入院者数と退居者数を少なくするため、夏場の温度管理・冬場の乾燥を避けるための湿度管理の徹底を図る。

②居宅介護支援事業

<p>居宅介護支援事業の拡大、充実および他事業所との連携を強化し、利用者様・ご家族様の望まれる生活を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 併設の三重聖十字病院と緊密に連携をとり、在宅でのターミナルケア連携を支援していく。・ 地域包括支援センターとの連携を強化し、予防支援も受け入れながら連携を深め、新規獲得に力を注ぎ、給付管理数を対26年度で1月当たり4名増加させる。・ 他の医療機関や関係機関・事業所を積極的に訪問し、効果的な在宅介護・看護が提供できる体制を構築しながら利用者の生活を援助する。・ 地域の方に対する研修や情報提供など機会があれば積極的に実施していく。また、スキルアップにつながる外部・内部研修に積極的に参加する。
---	---

菰野聖十字の家 短期入所生活介護

平成 27 年度 事業計画

I. 事業内容

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 7床

II. 施設方針

国が推進する地域包括ケアの一端を担い、地域になくってはならない短期入所事業所としての位置づけを得るため、行政や他の事業所と連携し緊急利用の依頼には可能な限り対応できる姿勢で運営を行う。また、その方の望む生活を維持するために、通常のサービスやリハビリテーションに加え、お話の傾聴、疼痛緩和、ご家族への連絡調整等を状況に合わせて実施し、最期までその人らしい人生を過ごしていただくための援助を実施することを目標とする。また医療、介護、リハビリテーションの提供など、短期入所に伴う施設の様々な機能を利用していただくことにより、心身機能の向上と、安心できる地域での生活を支援する。実際の介護サービスの提供の場においては、現在のチームケア体制を中心に、できる限り在宅での生活の内容や環境を施設内で作りながら、利用者に寄り添い、より安心していただける関係を作り出す。

また、その他のサービス提供の面では介護老人福祉施設の本事業に準じて、区別なく提供していく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
在宅での生活状況に合わせた個別サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前訪問面接、居宅ケアプラン、薬事情報等による情報の収集を確実にを行い、利用者が満足される個別サービスを提供できるように取り組む。 ・ サービス担当者会議への参加。
地域との連携を強化し、利用者を支えるトータルな在宅ケアの提供を進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアの一端を担う事業所として確実に機能していくため、保険者が開催する、事業者会議・地域ケア会議等に定期的に参加し、他事業所、医療機関、保険者等との連携を深める。
ご家族と密接にコミュニケーションを図り、ニーズの把握、効果的なサービス提供に努める。また、ショートステイ利用者の重度化に対応できる体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーやご家族に定期的な訪問や電話を行い、要望や注意事項などを伺う。それにより、個別のサービス提供の満足度向上につなげる。希望があれば理学療法士による専門的なりハビリも提供していく。 ・ (在宅での看取りケアを行っているご家族へのレスパイトケア) 利用中の体調不良や死亡の恐れがある方についてもお断りすることなく、お受けできるようご家族とのコミュニケーションを密にする。具体的には利用者やご家族の意向を確実に把握し、主治医の往診、死亡診断

	が可能となるような調整に力を注ぐ。
柔軟にショートステイを受けられる体制を作る	<ul style="list-style-type: none"> ご家族に送迎いただければ、朝食時からの受け入れ又は夕食後までの受け入れに対応できるようにする。またご家族からの様々な送迎時間の要望に応えられる体制をつくる。 障害者支援施設と連携を図り、障害者の方と保護者（ご高齢の要介護者等）が同時に安心して利用できるショートステイを実施できるようにする。
持ち物の紛失・忘れ物の防止	<ul style="list-style-type: none"> 持ち物の紛失・忘れ物に全職員が責任を持つようにする。具体的には紛失・忘れ物等の謝罪の電話は必ず担当職員が行い、忘れ物の場合は基本的に当日中に担当職員がご自宅に届ける体制とする。それにより、一人一人の職員に責任を持たせる。

その他は介護老人福祉施設の併設事業であるため、本事業に準じる

介護老人保健施設 聖十字ハイツ

平成 27 年度 事業計画

I. 事業内容

介護老人保健施設（短期入所療養介護含む） 100 床

II. 施設方針

地域の福祉拠点として「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、地域の福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援を実施していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携し、同じ目標のもと、継続的な支援、身体状況の維持向上に効果的なサービス提供を実現する。

さらに、今年度は認知症ケアの充実、向上に向けて、積極的に教育訓練に取り組み、より、安心していただける関係の構築を最重要課題と位置づけ、取り組んでいく。また、将来的な在宅復帰支援施設として機能していくために、地域の医療・福祉機関とも積極的に連携を深め、具体的な地域包括ケアの実現に向けて、研究・実践を進めていく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢やサービス提供体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きることに喜びを感じていただけるような支援を提供する。・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。・ 高齢者の方々を常に孤独にせず、利用者も、援助者も、ともに自然に笑顔になる暮らしの場を構築する。
【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的で、今後の療養生活の支えとなるような各種プランを策定する。・ 各職種 of 専門的な知識等を他職種にも可能な範囲で指導・教育を行い、情報の共有や相互に活発な意見交換等が実施できる体制を構築する。

<p>【認知症ケアの充実・向上】 認知症ケア向上のための教育訓練を実施し、より安心していただける関係、専門的ケア内容を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の症状をお持ちの方についても、安心して生活していただくために、より深いコミュニケーション能力、専門的知識の習得を目指して、教育訓練を実施するとともに、日々のサービス提供の中で、常にチーム内で自らのケアを見直し、利用者にとって安心していただける関係を構築していく。
<p>【リハビリテーションの推進】 専門職による、より効果的なリハビリテーションの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士の増員にあわせ、個々の利用者の身体状況、目標にあわせた個別リハビリテーションの実施をさらに進め、身体機能、社会生活の向上に努める。
<p>【相談援助機能の向上】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高いケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、将来的な在宅復帰支援施設に向けて、職員の資質、技能の向上を図る。
<p>【多職種協働・連携】 医療・リハ・介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康とQOLの向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
<p>【委員会活動の充実】 個々の職員が、積極的にサービスの向上に参画するために、各種委員会活動を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネジメント委員会、感染症対策委員会等、各種委員会の活動をさらに充実させ、各職種それぞれの専門性を生かした、より効果的なサービスを、職員全員で構築していく。
<p>【研修・教育訓練】 専門的な教育訓練を実施し、職員の意欲や専門知識の向上を図り、利用者の満足度向上につなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の理念、施設の業務目標を明確に職員に伝え、常に「利用者様の喜び・満足の実現」という視点での教育訓練を計画に沿って実施する。 ・ 法人で実施する各種研修に加え、毎月、専門研修として、介護看護職員に対し、参加形式の教育訓練を実施する。また、現場でのOJTとして職員個々が自分で考え、提案、そして行動し、チームとしてのケアに参画しながら、利用者が満足される結果を生み出す業務、教育体系を構築する。 ・ 外部研修の機会を積極的に作り、施設内に具体的に取り入れていくための体制づくりを進めていく。

<p>【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じただけの食事の提供を目指していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、委員会にて管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的かつ個別的に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しい、また視覚・嗅覚でも楽しめるソフト食を提供できるように、外部専門家・他の医療機関と連携・協力を図りながらソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。
<p>【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にすることで、事故・ヒヤリハットの発生率低下を目指す。 ・ 感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切なケアの見直しを行う。
<p>【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
<p>【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消火、避難訓練だけでなく、風水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように職員教育に努める。 ・ 緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。
<p>【広報活動・情報発信の充実】 広報活動の充実を図り、利用者、家族、地域の方々に積極的に有効な情報発信を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人ホームページ、施設広報誌「もみの木」により、利用者に役立つ広報活動を積極的に実施する。 ・ 利用者、職員確保のための効果的な情報を地域に継続して提供し、人材の確保に努める。
<p>【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための経費節減および施設稼働率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費節減のための具体策を策定し、個々の目標に向けて合理化、効率化を図る。 ・ 日頃より、適切な体調管理、水分、栄養補給に努め、利用者の健康を維持していくことで、入院に至るような疾病、事故を防止する。 ・ 適切なベッド稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、稼働率 98.7%を常に維持する。

聖十字ハイツ 通所リハビリテーション 平成 27 年度 事業計画

I. 事業内容

通所リハビリテーション 15名

II. 施設方針

地域や家族の中で、可能な限り在宅生活を継続していただくための福祉拠点として、専門的リハビリテーション、楽しいレクリエーション、安心・満足のための介護、看護、さらには心温まる交流の場を提供する。さらに「利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生き、感じ、その方が望む生活を実現していく」という目標のもと、福祉サービスを必要とする方々が、本当に安心して、その人らしい意欲的な生活の実現を目指すために、その方の不安や混乱の内容を共感し、職員がその苦しみに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、自立した生活を送ることができるよう、具体的な支援、サービスの提供を明確なプランを立て、実現していく。また、医療・看護・介護・リハビリテーション分野の各専門職が緊密に連携するとともに、主治医、介護支援専門員、関係医療福祉機関とも協力体制を築き、より効果的なリハビリテーションが提供できる体制を整備していく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
【基本理念】 職員全員が利用者と誠実に向かい合い、その人とともに生きていく姿勢を基本に、より効果的なリハビリテーション・各種サービス実施体制を構築する。	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の方々の希望、意欲、残存能力等に注目し、自らが「元気になる」「楽しく生活したい」と感じていただけるリハビリテーションを実施する。・ 利用者の不安や困難状況の内容を共感し、職員がその思いに誠実に寄り添い、ともに課題を乗り越え、利用者の方々が自らの意思で生きることにより喜びを感じていただけるような支援を提供する。・ 誠実なコミュニケーションときめ細かな観察、適切で迅速な支援行動をとり、利用者の安心と安全を確保する。・ リハビリテーションを通じて、高齢者の方々を常に孤独にせず、笑顔で過ごして家庭での生活を実現する。
【具体的サービス内容】 一人ひとりのニーズに沿った効果的な医療・介護・看護・リハビリテーションを提供し、利用者の方々に喜び、満足していただける支援を実現する。	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチーム全体で支援する。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供する。・ 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、専門的なリハビリテーションを行う。・ 利用者の方々の表面上の障害や疾病、記録だけを見るのではなく、人生や生活全体に寄り添い、適切な医療・看護・福祉サービスが提供できる人間関係を構築する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状であきらめず、常に、「さらに良い状態」を目指して適切なアセスメント、課題分析を行い、具体的で、今後の療養生活の支えとなるようリハビリテーション計画を策定する。 ・ 各職種の専門的な知識等を他職種にも可能な範囲で指導・教育を行い、情報の共有や相互に活発な意見交換等が実施できる体制を構築する。
<p>【相談援助の充実】 福祉サービスを必要とされている方々の声に真摯に耳を傾け、迅速に必要なサービスを提供し、地域の方々に信頼される相談支援・地域連携体制を作り出し、地域福祉に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の拠点として、他の医療機関や、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所とも緊密に連携を取り、緊急を要するケースや、医療ニーズの高いケース、重度の認知症のケースにも積極的に対応していく。 ・ 施設利用相談への対応は100%相手の側に立ち、相手の困りごとや課題に対し、専門職として、真摯に対応を行う。 ・ 相談員のソーシャルワーク教育および面接、地域連携等の専門的教育訓練を定期的実施し、資質の向上を図る。
<p>【多職種協働・連携の充実】 リハ・看護介護部門の各専門職が多職種協働体制で、連携し、利用者の方々の意欲や身体状況の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種協働のチームで対応することによって、利用者の身体的、心理的、社会的な問題、及び家族も含めた複雑なニーズにより深く対応し、健康とQOLの向上、さらには具体的な喜びをもたらす効果を生み出す。 ・ 多職種間で、知識と技能を分かち合うことによって、各専門職に求められているものをより明確にし、より総合的かつ人間的なサービスを提供できる体制を作り出す。
<p>【食事満足度の向上】 利用者の方々に「おいしい」「楽しい」「満足した」と感じただけの食事の提供を目指していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の方々が真に「おいしい」と感じ、ご満足いただける食事とすることを目的に、管理栄養士、調理員、介護看護職員共同で献立の見直しや食形態の多様化、行事食の実施、さらには食事介助のあり方の改善等を積極的かつ個別に検討・実践・評価を行い利用者の食に対する満足度の向上を図る。 ・ 摂食・嚥下障害がみられる利用者に安全かつ美味しい、また視覚・嗅覚でも楽しめるソフト食を提供できるように、外部専門家・他の医療機関と連携・協力を図りながらソフト食、ムース食の質の向上と多様化を図る。
<p>【事故予防・感染症予防対策】 介護事故、食中毒・感染症発生等を予防し、利用者の方々の安全・安心を確保し、適切なリスクマネジメントを実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・ヒヤリハット内容の分析を丁寧に行い、原因を明確にするとともに、利用者一人ひとりにより適正な対策となるようにサービス提供体制や療養環境の見直しを随時行うことで事故・ヒヤリハットの発生率低下を強化する。 ・ 感染症対策の取組み状況を介護・看護職員間で随時評価し、より効果的な対策を日常的に実施し、日々の衛生管理の徹底、利用者の感染症発生の防止に努める。 ・ 利用者に対する不適切な言動や態度、心理的外傷や不快感をもたらすような対応とならないように常日頃から接遇向上に向けた取り組み及び不適切なケアの見直しを行う。

<p>【施設環境の維持・整備】 施設内の設備、機器の管理、清掃等を適切に実施し、利用者にとって最適な環境を提供できる体制を作る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の職員が温度、湿度、室内の明るさ、騒音等に常に気を配り、快適な生活空間の維持に努める。 ・ チェックリスト、年間行動計画に沿って定期的に設備を点検し、また、清掃を実施し、不備や破損について早急に対応することにより、安全な生活環境を確保する。
<p>【防災対策】 適切な防災計画の策定と、火災、地震、風水害等の緊急時に負傷者の救護やケアの提供が速やかに対応できる体制の構築をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設と連携しながら、年3回以上の防災訓練を実施する。なお、火災時の消化、避難訓練だけでなく、水害を想定した訓練や地震時の対応も行い、あらゆる災害にも適切かつ迅速な行動がとれるように平時より職員教育に努める。 ・ 緊急時に必要な食糧、飲料水、介護材料等の備蓄を行い、災害時に迅速に活用できる体制を整える。
<p>【適切な経営管理】 施設安定経営と、適切なサービス提供確保のための事業稼働率の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なベッド稼働管理を行うとともに、近隣の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所と緊密に連携し、利用者の確保に努め、平均利用人数14名を常に維持する。

ケアハウス 白百合ハイツ

平成 27 年度 事業計画

I 施設方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立った、人間性に満ちた必要なサービスを提供することによって、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。

II 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
1. 自立生活が継続できる適切サービスの提供	自立した生活が継続できるよう適切なサービスを提供する。介護保険では補えないサービスを提供することで安心した生活が継続できるよう支援する。内服薬の管理、通院介助、買い物援助等
2. 安心して快適に生活できる環境の整備	生活の中心である施設内外の環境を良好に整備し、利用者が快適かつ健康に過ごすことができるよう支援する。設備の経年劣化を考慮し、計画的に修繕を行っていく。
3. 施設の社会化を目指し、地域交流を積極的に行う	入居者の社会性の維持・向上を目的にボランティア活動の受け入れ、参加ができるよう支援を行う。具体的な活動や取り組みがわかるよう情報発信を行っていく。
4. 趣味活動・レクリエーションの充実を図る	利用者主体の活動だけでなく施設が中心となって趣味活動の支援を行う。認知症予防を目的に楽しんで参加していただけるレクリエーションを実施する。今年度は園芸を利用者の方々と共に取り組んでいく。外出の機会を設けることで生きがいのある生活を送れるよう支援する。
5. リスクマネジメントの強化	事故・ヒヤリハット報告を分析し再発防止に取り組むと同時に利用者へ事故防止の啓発を行う。 また、利用者及びご家族様からの苦情に対しては真摯に受け止め、迅速に対応をすることを第一に円滑かつ円満な解決を目指す。
6. 資質向上・サービス向上	利用者の多様な福祉ニーズに対応できる人材を育成する。施設外研修へ積極的に参加し、専門職としての資質と能力の向上を図る。
7. 避難訓練	夜間想定や地震想定訓練を実施し行動や避難設備について検証し課題を明確にする。安全性を考慮した避難体制の確立と対処方法を徹底し、入居者の安全と施設の保全に努める。避難訓練は消防署の協力を得て定期的実施する。

8. 介護保険制度等の有効活用	入居者の心身状態に考慮し、有効かつ効率的に介護保険等のサービスが利用できるよう、各サービス事業者との連絡・調整等の援助を行う。介護認定の更新が確実に進めるよう手続きを代行する。
9. 生活実態調査の実施	身体状況だけでなく利用者のニーズを掘り起こすことを目的に聞き取り調査を実施する。

聖マリアこども園

平成27年度 事業計画

I. 事業内容

1. 通常保育 (保育に欠ける子ども対象) 80名
2. 短時間保育 (保育に欠けない子ども対象) 10名
3. 子育て支援
4. 病後児保育

* 保育園と幼稚園を一体化させた幼児施設であり、子育て相談や親子の集いの場を提供する子育て支援を行うために、子育て支援室、病後児保育などの事業活動を含め、在園児及び未入園児も含め、地域の保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに幼児の健全な育成(保育・教育)に努めます。

* 長時間保育(7:30~18:30)、延長保育(7:30~19:00)をはじめ、未入園児の一時預かりなど保護者のニーズに幅広く対応していきます。

* 保護者の方の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような働きかけを行います。

II. 運営の基本理念

* 神さまによって与えられた命、一人ひとりの思いを尊重しながら、豊かな人格の基礎を作るために恵まれた環境を整え、心身ともに健やかな成長を見守り、援助します。

III. 基本方針

* 家庭的な雰囲気の中で一人ひとりを大切にし、安心して過ごせる環境と質の高い保育・教育により子どもたちの育ちを保障します。

IV. 事業目標

* 小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供することによって、地域において子どもたちが健やかに育成される環境を整えるといった地域の幅広いニーズに応えます。

V. 年間目標・教育保育のねらい

「生きる喜びを感じ、分かち合い、心身ともに健やかにのびる子どもを見守る」

- めざすこどもの姿
- ・健康で安全な生活が出来なんでも食べる丈夫な子
 - ・優しい思いやりのある子
 - ・いろいろな体験を通して何にでも挑戦する子
 - ・自分の考えが言え友だちの考えも聞ける子

- めざすこども園の姿
- ・子どもの最善の利益を守り、子どもたちを心身ともに健やかに育てる。
 - ・「生きる力」を育て、ともに育ち合えるように援助する。
 - ・一人ひとりの発達を大切にし、あそびを通して教育的機能を行き

届けさせ人間形成の基礎を培う。

VI. 行事計画

月	事業内容 (行事)	行事目標 (経験していくこと)	ねらい (子どもの育ち)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式 ・新しいお友だちとあそぼう会 ・内科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・入園を喜び、明るく元気に登園し園生活が楽しいと感じることで集団生活の楽しさを感じる。 ・異年齢の子どもたちと関わり楽しくあそぶ。 ・日常生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとの関わりの中で、相手の存在や立場を理解し思いやりある優しい心を育てる。 ・自分の体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・元気っ子の集い ・野菜の植付け ・親子遠足 ・自然の中であそぶ ・個人懇談会 ・尿、蟻虫検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢児や先生、保護者との触れ合い楽しむ。 ・身近な植物を知り、親しみ土に触れて野菜の苗付けを楽しむ。 ・身近な春の自然に触れて戸外であそぶことを楽しむ。 ・身体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団としてのきまりが分かり、友だちとのつながりを広め一緒に活動することを楽しむ。 ・春の自然に気づき関心を持って見たり触れたり植物の不思議さに気づき豊かな心情を育てる。 ・親子、友だち、先生と一緒に遠足に出かけ親しみや絆を深め、情緒の安定を図る。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・花の日 (聖十字の家訪問) ・温泉水プールあそび ・保育参観 ・保護者対象講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで身近な人と関わり、信頼感や愛情感じる。 ・水あそびやプールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・保護者の人と一緒にこども園で楽しいひと時を過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人や花に対する愛情を持ち、人権を大切にすることを育てる。 ・積極的にあそぶ中で、運動機能の発達を図る。 ・園での生活を保護者に見てもらいながら、楽しく過ごす中にもがんばる気持ちを持つ。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕会 ・どろんこあそび ・歯科検診 ・温泉水プールあそび ・納涼会 (聖十字の家交流会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感じたことや思ったこと、想像したことなど色々な方法で自由に表現する。お話の世界を楽しむ。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ちうがいや歯みがきなど予防に必要な活動を進んで行う。 ・水あそびやプールあそびでの 	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕伝説に関心をもち、様々な体験を通して豊かな感性を育てる。 ・自分の体や病気について関心を持ち、健康な生活に必要な基本的生活習慣を身につける。 ・周りの友だちに対する親しみを深め、集団の中で自己主張

		<p>ルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の人と一緒に行事に参加し、地域の方と触れ合い地域交流や施設交流を楽しむ。 	<p>し、人の立場を考えながら行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的にあそぶ中で運動機能の発達を図る。 ・地域社会の中で安心できる居場所を感じる。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉水プールあそび ・どろんこまつり ・年長組お泊り保育 	<ul style="list-style-type: none"> ・水あそびやプールあそびでのルールを確認し、健康で安全に気持ちを開放しながら水あそびを楽しむ。 ・泥にまみれながらダイナミックにあそぶ。 ・自立に向けて保護者から離れて寝食を経験し、花火や夜のお散歩など夜のこども園を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・興味や関心、応力に応じて全身を使って活動することにより身体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付ける。 ・園に泊まった喜びや自信、やり遂げた達成感を味わう。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・敬老の日 (聖十字の家訪問) ・年長組社会見学 (町内5歳児とともに東山動物園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・火事や地震、不審者対策をなぜ繰り返して行くかを聞き、その重要性を感じる。 ・自分たちとの生活との関係に気づき生活経験を広める。 ・集団行動の大切さを十分味わい、クラスや町内の5歳児とともに社会見学を楽しむ。 ・いろいろな動物に興味・関心を持つ動物を愛し優しさを養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に起こった時のことを考えて正しく行動しようとする。 ・高齢者との関わりの中で信頼感や愛情、優しさを持ち、人権を大切にすることを育てる。 ・集団行動の楽しさを十分に味わい、共通の行事に参加し、仲間と協調したりする態度を身に着ける。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・交流運動会 ・秋の遠足 ・ハロウィンパーティー (聖十字の家交流会) ・内科検診 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の入居者をはじめ地域など自分の生活に深い色々な人と触れ合い自分の感情や意志を表現しながらともに楽しむ。 ・身近な社会や自然の環境と触れ合う中で発見を楽しんだり、美しさや不思議さを感じる。 ・身近な人と関わり信頼感や愛情を持って生活する。 ・進んで検診を受け、自分の健康に関心を持ち健康で安全 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に運動する中で、運動機能の発達を図るとともに、親や祖父母、地域の方の愛情に気づきそれらの人々を大切にしようとする気持ちを育てる。 ・秋の自然に関心を持ち、豊かな心情を育てる。 ・人との関わりの中で信頼感や愛情を持ち、人権を大切にすることを育てる。 ・自分の身体や、病気について関心を持ち、健康な生活に必

		な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	要な基本的な生活習慣を身につける。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋のこどもまつり（収穫感謝祭） ・焼き芋パーティー ・バルーン体験 ・自然の中であそぶ ・特別保育自由参観 ・ふれあいまつり（5才児作品展） 	<ul style="list-style-type: none"> ・秋の自然に触れ秋の実りに感謝し味わう。 ・幅広い経験することによって想像性と創造性を伸ばし色々な人の働きを受け止め生活経験を広める。 ・自然との触れ合いの中で発見や感動、驚きながら季節の移り変わりの様子や美しさに気づく。 ・地域の方と触れ合いながら、まつりを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験を通して、豊かな感性を育てる。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・体験を通して、大自然の中にいる自分に気付く。 ・地域の方との交流をし、温かさや地元愛を感じる。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会 ・クリスマスパーティー（聖十字の家訪問） 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマスの意味を知る。 ・様々な表現活動を通して、想像性と創造性を伸ばす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な社会や自然事象への関心を深め、美しさ、やさしさ、尊さに対する感覚を豊かにする。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年のご挨拶（聖十字の家訪問） ・世界のあそび（伝承あそび） ・もちつき大会 ・給食自由参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始の伝統的な行事に関心を持つ。 ・身近な言葉やあそびに親しみ、それに合わせた体の動きを楽しむ。 ・世界の伝統的なあそびを親しむ中で文字や数字などに興味を持つ。 ・普段の給食風景を保護者の人に見てもらい楽しいひと時を過ごす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で言葉への興味や関心を育てる。 ・人との関わりの中でいろいろな人たちにお世話になっていることを知る。 ・身の回りに様々な人がいることを知り関わり大切さ、楽しさを味わう。 ・食べ物に興味や関心を持ち、進んで食べようとする気持ちを育てる食育に対する意識を深め、生きる力を養う。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分会 ・歯科検診 ・交通安全指導 ・冬の自然を見て歩く ・保育参観 ・特別保育自由参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・節分や鬼に関する絵本や話を見たり聞いたりし、異年齢で楽しい豆まきに参加する。 ・日常生活に必要な交通安全など、基本的な習慣や態度を養う。 ・早春に向かう自然の変化に気づく。 ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・話を聞いたり見たり、触れたりして興味・関心を広げる。 ・進んで検診を受け自分の健康に関心を持つ。 ・交通安全に必要な基本的な習慣、態度を身につけ、そのわけを知って行動する。 ・冬から春への季節の変化に気づき自然の恵みを感じる。 ・何事にも興味を持って取り組み、知識・意欲・態度を育てる。

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育自由参観 ・ひなまつり会 ・お別れ会 ・春の自然を探して遊ぶ ・個人懇談会 ・終了式 ・卒園式 	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の先生から専門分野でのレッスンを受け、興味関心を広げる。 ・一緒に過ごしてきた保育者や友だちとの愛情や信頼関係を分かち合う。 ・身近な社会や自然事象への関心が高まり、様々なものの面白さ、不思議さ、美しさなどに感動する。 ・進学、進級への期待を膨らませ、家庭や保育者間の丁寧な連携の中で安心して卒園・進級する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・何事にも興味を持って取り組み知識・意欲・態度を育てる。 ・一人ひとりを活かした集団を形成しながら人と関わる力を育てる。 ・集団生活の楽しさを味わい、仲間と協力する態度を身につける。 ・自信を持って毎日の生活を過ごしながら新しい生活に対する期待感を持つ。
----	--	--	--

★誕生会 … 毎月第3木曜日（4・7・12月は第4木曜日）
*3月はひなまつり会と一緒にいきます。

★礼拝 … 毎月第1、3月曜日

★避難訓練 … 毎月末月曜日（地震・火災・不審者・土砂災害など）また、消火訓練は毎月行います。

★身体測定 … 身長（4, 7, 10, 1月） 体重（毎月） 頭囲（7, 1月） 視力（2月3才児以上）

★その他・・・5才児 — 毎月調理実習及び、講師による特別保育として、英語・リトミック（40回程度）お茶会、陶芸などの体験があります。
4才児 — 年5回程度調理実習及び、講師による特別保育としてリトミック（10月中旬から20回程度）などの体験があります。

年間行事予定

*都合により変更させていただく場合があります。

[保参] = 保護者の方の行事

事

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式（6日）[保参] ・新しいお友だちとあそぼう会（16日） ・内科検診（30日） 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・内科検診 ・交流運動会 [保参] ・ハロウィンパーティー（5才児、聖十字の家訪問） ・秋の遠足（20日 予備日…22日）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・元気っ子の集い（14日） ・野菜の植え付け ・親子遠足（26日）[保参] 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・秋のこどもまつり、焼き芋パーティー — (10, 11日)

	<ul style="list-style-type: none"> ・春の自然あそび（自然散策） ・尿、ぎょう虫検査 ・個人懇談会 [保参] 		<ul style="list-style-type: none"> ・バルーン体験 ・秋の自然あそび（自然散策） ・菰野地区ふれあいまつり（5才児作品出展）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・花の日（3才児以上、聖十字の家訪問） ・温泉水プールあそび（プール開き9日） ・保育参観・講演会（25日）[保参] 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会 [保参] ・クリスマスパーティー（5才児、聖十字の家訪問）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕会（6、7日） ・歯科検診 ・温泉水プールあそび ・どろんこまつり（14～16日） ・納涼会（23 or 30日）夏まつり（30、31日） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・新年のご挨拶（3才児以上、聖十字の家訪問） ・世界のあそび（伝承あそび） ・おもちつき ・給食自由参観（3才児以上、12日～15日）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・どろんこまつり（4～6日） ・温泉水プールあそび（最終28日） ・お泊り保育（5才児28～29日） * 28日13時登園、29日13時降園 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分会（3日） ・歯科検診 ・交通安全指導 ・冬の自然あそび（自然散策） ・保育参観（25日）[保参] ・特別保育自由参観（4、5才児）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・敬老の日（3才児以上、聖十字の家訪問） ・年長社会見学（町内5才児とともに東山動物園） ・特別保育自由参観（5才児） 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育自由参観（4、5才児） ・ひなまつり会（3日） ・お別れ遠足（町内5才児とともに鳥羽水族館） ・お別れ遠足（17日 予備日…18日） ・お別れ会（23日） ・春の自然あそび（自然散策） ・個人懇談会（希望者） ・終了式（24日） ・卒園式（25日）[5才児のみ保参] * 4才児出席、3才児以下はお休み

★誕生会 …… 毎月第3木曜日（4・7・12月は第4木曜日）*3月はひなまつり会と一緒にいきます。

★礼拝 …… 毎月第1、3月曜日 ★避難訓練 …… 毎月末月曜日

★身体測定 …… 身長（4, 7, 10, 1月） 体重（毎月） 頭囲（7, 1月） 視力（2月3才児以上）

★その他・・・
 ・年長組 — 毎月調理実習及び、講師による特別保育として、英語・リトミック（年40回程度）お茶会、陶芸などの体験があります。
 ・年中組 — 年5回程度調理実習及び、講師による特別保育としてリトミック（10月中旬から20回程度）などの体験があります。

聖十字保々在宅介護サービスセンター

老人デイサービス事業

平成 27 年度 事業計画

I. 実施事業

老人デイサービス事業（通所介護） 定員 1 日 30 名

II. 基本方針

施設を利用していただく地域の高齢者の皆様・介護されるご家族の方々が、安心して在宅生活を維持していただけるよう、質の高いサービスの提供を行い、地域の福祉に貢献するとともに、運営の安定化を図る。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
喜んでご利用いただき、また来たいと思っていただけるよう、利用者一人ひとりに対して職員一人ひとりが意識してかわる。	<ul style="list-style-type: none">・利用者ご本人からの聞き取りと居宅サービス計画より、利用者個々のデイサービス利用目的を再確認し、目的に沿った個別のサービスを計画し、実施する。
施設運営の安定化を図るため、稼働率を向上させる。「1 日の平均利用者 30 名」を目標とする。	<ul style="list-style-type: none">・ミーティング等を通じて目標を職員全員で共有し、常に意識しながら業務にあたる。・周辺の公的機関、病院、医院・居宅介護支援事業所等を訪問し、利用呼びかけ・PRを行う。・障害者の方についても利用受け入れを進める。
多くの加算項目を請求できるようにする。	<ul style="list-style-type: none">・中重度の方（要介護3以上）を積極的に行うことで、加算を請求できるように取り組む。
満足いただける食事サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none">・定期的な嗜好調査を行い、食事内容を定期的に見直す。また、退院後やその日の体調の変化にあわせ、安心して、おいしく召し上がっていただけるよう、食事メニューや刻み方・提供方法についても迅速に変更・対応する。
事故防止のための方策を図る。	<ul style="list-style-type: none">・介護事故発生時は、迅速に対処し、原因の追及と今後の予防策の検討を行い、徹底する。「ヒヤリハット」報告についても、職員が常時閲覧・周知し、再発防止をはかる。

職員の育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の能力、経験に応じた研修及び育成計画を職員とともに作成し、評価できる体制を目指す。外部・内部を含め、研修に年5回、参加できるようにする。
収支管理を丁寧に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求できる加算等は漏れなくすべて請求する。 ・ 毎月の収入と支出の状況を点検するとともに、その後の収入支出見込を作成し、運営状況を常に確認する。
適正な業務が行われているか、確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令に即した業務が行われているか、三重県発行のチェックシートを使用して、年1回業務点検を行う。

聖十字保々在宅介護サービスセンター 居宅介護支援事業 平成 27 年度 事業計画

I. 実施事業

居宅介護支援事業

II. 基本方針

高齢者が在宅にて自立した生活を送ることができるよう、行政・医療・施設・居宅サービス事業者・地域包括支援センター・地域の資源の活用も含め、その方にとって最も有利なサービスが受けられように、常に利用者の立場に立って、居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務を行う。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
困難ケースへの対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な居宅会議を開き情報の共有を行う。 ・ 困難ケースについては、四日市市・地域包括支援センター等と協力し、ケースによっては、担当者を2名体制として対応する。
医療との連絡・連携を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅生活が継続出来るように、かかりつけ医との情報交換を行う。 ・ 入院退院時の病院等への情報提供や情報収集を行い、在宅生活に復帰出来るように情報交換を行う。

<p>居宅介護支援事業所の業務体制を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令に即した業務が行われているか、三重県発行のチェックシートを使用して年1回業務点検を行う。 ・報酬請求の仕組みを十分に周知し、請求できる報酬加算はわずかなものでもすべて請求できるようにする。 ・高齢者支援全般に関する研修に参加し、相談支援が出来る内容を広げる。
<p>利用者を 26 年度より 10%増加させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市市・地域包括支援センター・在宅介護支援センター等と連携し、介護を必要とする方のニーズに迅速かつ的確に対応する。

聖十字保々在宅介護サービスセンター 老人介護支援センター事業 平成 27 年度事業計画

I. 実施事業

老人介護支援センター事業（在宅介護支援センター）

II. 基本方針

高齢者が、住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、予防対策から介護、医療等の多様なサービスを利用するための相談・支援を行うことを目的とし、四日市市の委託を受け、地域包括支援センターの地域窓口としての役割を担う。また、障害者やその家族からの相談についても適切な機関につなげていく。

III. 事業計画

計 画 事 項	実 施 内 容
<p>総合相談窓口としての機能を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域関係者との密接な連携により、介護を必要とする高齢者の発見、状況把握、相談支援、サービス利用等に至るまでを丁寧に対応し、地域の介護相談窓口としての位置づけを強化する。
<p>民生・児童委員、地域自治会・老人会等関係者の方々との連携、業務への協力を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員定例会に出席するほか、各地区の民生委員と必要に応じ連絡を取り合い、地域高齢者に関する情報共有を行い、地域福祉向上に貢献する。 ・地域の民生委員連絡協議会や地区社会福祉協議会、人権プラザ小牧、各地区老人会、連合自治会の主催行事に協力、また、担当者との密接な連携を図り、地域との良好な関係をつくり、継続する。

<p>「在宅介護支援センター運営協議会」を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政、地域関係者の協力により「在宅介護支援センター運営協議会」を年2回開催し、在宅介護支援センターの事業報告、事業計画の説明および今後の実施内容に関する意見交換を行う。
<p>広報活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター事業に関するパンフレットを近隣地域の医療機関、公共機関、その他に配布し、介護に関する相談窓口としての存在を広く地域住民に広報する。
<p>訪問給食(四日市市委託)を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の一人暮らしの高齢者・障害者の見守りのための訪問給食を、四日市市介護・高齢福祉課と協議しながら行う。 高齢者の嗜好や利用者の健康状態を考慮した献立の昼食・夕食を、必要に応じて、きざみ食またはおかゆ等の食事に変更して、利用者の居宅に配食する。 安否確認のため、原則として手渡し、または声掛けを行う。 安否確認での緊急時は、四日市市訪問給食事業安否確認マニュアルにより適切に対応する。
<p>権利擁護業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金銭の管理や複雑な意思決定を行うことが困難な状態の方に対し、関係機関との連携の上、以下の制度の利用を支援する。 地域福祉権利擁護事業(市社協 三泗地域権利擁護センター) 成年後見制度 (市社協)(裁判所)
<p>高齢者虐待への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員と連携の上、虐待の状況を把握後、四日市市北地域包括支援センターに報告を行い、その指示のもと、虐待の解消のため、事例に即した適切な対応を取る。また、「四日市市見守りネットワーク会議」に職員を派遣し、関係機関との連携をはかる。
<p>消費者被害の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を狙った悪質な訪問販売等、あるいは振り込め詐欺等による被害を未然に防止するため、地域関係者、関係機関等と情報交換を行う。 市の消費生活相談窓口との情報交換 民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等への情報提供 担当警察署との連携
<p>困難事例への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家族関係が複雑、高齢者本人が支援を拒否などの困難事例に対しては、地域包括支援センターとの連携により対応策を検討のうえ、支援を進めていく。
<p>介護保険申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーを決めていない方への住宅改修(住宅改造)、福祉用具購入の相談・申請援助を行う。

介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防講座・認知症サポーター養成講座等、四日市市役所・四日市保健所・北地域包括支援センターと連携し、地域の関係者の方々と共に実施する。
介護予防普及啓発・福祉活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待予防・防止の推進 ・ 認知症対策の推進 ・ 介護保険制度の普及啓発 ・ 介護予防普及啓発事業
介護予防教室「よっかいち・はつらつ健康塾！」の開催・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「よっかいち・はつらつ健康塾！」を、四日市市北地域包括支援センターと共同で年 9 回開催する。

小規模特別養護老人ホーム 聖十字四日市老人福祉施設 平成27年度 事業計画

I. 実施事業

- ・小規模特別養護老人ホーム
(地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護)

29 床

II. 基本方針・実施策

施設運営の基本方針は、「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」とする。

これを実現するための実施策は以下の通り。

① 「安全」について

- ・高齢者の場合、感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。「聖十字四日市老人福祉施設 感染予防対策」を全職員が再確認し、継続的に実行していくとともに、感染症予防委員会において対策を見直し、その都度指示していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。
- ・利用者の方の病変、状態の悪化を予防するため、変化を発見したらすぐに職員間・職種間で情報伝達を行い、対策を立て、実行していく。
- ・褥瘡予防委員会を中心に、全職員で予防に努めるとともに、万一褥瘡が発生した場合は、関係職種が連携しながら対応することで、早期の治癒を目指す。
- ・身体拘束廃止委員会を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように、監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

② 「安心」について

- ・利用者の皆様に「この施設にいると安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。
このために職員の年間研修計画に基づく研修を実施し、運営方針や事業計画、業務上の目標の共有、意欲の向上を図り、職員の資質向上を目指していく。

③ 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を

工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。

- ・ユニット間、あるいは併設の短期入所施設との交流行事として、喫茶「田園珈琲店」を毎月実施する。

また上記以外に、「青葉まつり」「夏まつり」「秋まつり」（いずれも仮称）を開催する。

- ・介護職員だけでなく、全職種で協力しながら、ユニット内における行事、外出等を行い、日々の楽しみを作っていく。

Ⅲ. 運営上の目標

① 運営安定化のための稼働率向上・維持

新設施設として、施設運営の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：98%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

② 職員の資質向上のための取り組み

施設内研修：年6回実施

法人内研修：年2回参加

施設外研修：年間5名程度参加

③ 経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、購入価格比較を行うことにより、徹底的に支出を削減する。

Ⅳ. 各部署の事業計画

① くすのきユニット 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
誤薬(服薬)に関する事故について	事故防止	誤薬に関する注意喚起を連絡ノートにて行い、発生0件を目指す。	ユニットリーダー	月1回程度、一年間
ユニットミーティングの開催	意見交換 意識の統一を図る	ユニット内での問題点、改善点等について話し合い支援方法の決定、見直しを実施する。また、支援の統一も図る。	ユニット職員	2ヶ月に1回

催し(行事)	楽しみをも っていただ く	季節に合った催し(行 事)を、ユニット内で実 施していく。 8月…スイカ割り 12月…クリスマス会 2月…焼き芋	ユニット職員	8月、12月、2月
--------	---------------------	---	--------	-----------

②ほこすぎユニット 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミー ティングの開 催	情報共有 サービスの 向上		ユニットリー ダー ユニット職員	奇数月第4水曜日
レクリエーシ ョンの実施	利用者に楽 しんでいた だく	カラオケ等	ユニット職員	3か月に1回程度
外出行事	利用者に楽 しんでいた だく	花見、ショッピング等	ユニット職員	

③さるびあユニット 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミー ティングの開 催	情報の共有	ユニットケア、支援方 針の見直し	ユニットリー ダー ユニット職員	偶数月の第3水曜日
認知症ケアの 充実を図った 勉強会	専門知識の向 上・サービス の向上	ユニット職員での参 考資料を用いた勉強 会	ユニット職員	6ヶ月に一回
感染症予防の 徹底	健康管理	看護師との連携にお ける迅速な医療面の ケア 職員、来園者による菌 の蔓延予防	ユニット職員 NS	随時
楽しく、安心 できる生活の 場の提供	生活面での満 足感向上	利用者様の生活に沿 った個別対応 充実したレクリエー ションの実施	ユニット職員	随時

④生活相談員 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
入居案内	年間稼働率を 98%にする。	入居パンフレットの 配布	生活相談員	毎月1回以上

		各事業所への営業活動	
ショート利用案内	年間稼働率を90%にする。	ショート利用パンフレットの配布 各ケアマネへの直接相談と利用案内	毎月2回以上
入居者やご家族との面談	施設への要望や希望を把握する。	入居者やご家族との直接面談を行い、施設への要望や不満に感じる点を把握する。	5月・10月
各介護職員との面談	業務改善のため	各職員と個別に面談を行う。 業務への要望や各ユニット間の連絡調整	6月

⑤介護支援専門員 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
生活支援	満足度の向上	要望や訴えに対し、ケアプランに反映させていく	介護支援専門員	随時
		ケアプランに沿った形で支援を行い、記録を残す。		随時
		状態の変化に応じてケアプランを随時、更新していく。		随時

⑥看護 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
バイタル測定	各入居者の普段の平均値を把握し早期異常発見に繋げる	入浴日に測定を実施。また、体調変化のあった方、医師より指示があった方については、必要な期間毎日測定する。	看護職員	28年3月末まで
服薬管理	誤配の予防に努める	集中できる環境を作り、落ち着いた状況で実施する。	看護職員	28年3月末まで
摂食嚥下	窒息・誤嚥の予防と	・各入居者の食形態の把握と、評価（観察）	看護職員	28年3月末まで

	体力作り	・体重推移の評価		
委員会の参加	入居者の安心、安全な生活づくり	各委員会に参加し、必要に応じて資料等の作成を行う。	看護職員	28年3月末まで

⑦栄養・調理 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食事（安全）	異物混入を0件にする	厨房の清掃・清潔な白衣の着用・調理時の注意	管理栄養士 調理員	毎日
食事（衛生）	食中毒を0件にする	厨房の衛生管理・正しい手洗いの実施	管理栄養士 調理員	毎日
行事食	季節を感じられる食事の提供	毎月1回以上の行事食の提供	管理栄養士 調理員	毎月
喫茶	サービスの向上	手作りお菓子・飲み物の提供	管理栄養士	毎月

⑧事務 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
喫茶「田園珈琲店」の開催	入居者へのサービス向上	毎月の喫茶サービス実施	施設長 事務 栄養士	毎月1回
窓口の対応	ご家族への接遇向上	窓口での挨拶、コミュニケーションの継続	事務	毎日
ユニット行事の参加	入居者へのサービス向上	行事の移動補助行事中の入居者見守り	事務	随時
外部研修	職員の資質向上	四日市市や三重県主催の研修参加	事務	年間2回

V. 各委員会の事業計画

①感染症等予防委員会 平成 27 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定期開催する。	感染症の流行を予防する。	3ヶ月に1回の頻度で委員会を開催する。 参加者（委員）は施設長・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より1名～2名。	担当委員	5月・9月・12月・3月
感染症・食中毒予防対策の策定		現行の予防策を見直し、全職員が実施できる予防対策・マニュアルを策定する。	担当委員	10月末
感染症・食中毒予防対策の実施管理		委員が策定した予防対策・マニュアルを、全ユニット及び全職種にて確実に実施するよう指示し、実施状況をフォローする。	担当委員	3月末

②事故防止検討委員会 平成 27 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	事故発生予防のため	年に4回の委員会を開催する。	担当委員	6月・9月 12月・3月
事件事例の検討	事故防止の対策	入居者別の事故ヒヤリ発生件数の集計発表	担当職員	委員会実施時
施設内研修	職員の意識向上	転倒予防のための対応方法の説明	担当職員	年一回・10月
施設外研修	職員の知識向上	リスクマネジメントに関係する研修参加	担当職員	年一回

③身体拘束廃止委員会 平成 27 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会の開催	事故発生予防のため	年に4回の委員会を開催する。	担当委員	6月・9月 12月・3月
身体拘束の発生予防	入居者の人権尊重	身体拘束に繋がる入居者対応の調査	担当職員	6月・9月 12月・3月
施設内研修	職員の意識向上	身体拘束廃止の徹底	担当職員	年一回・10月

施設外研修	職員の知識向上	身体拘束発生予防のための研修	担当職員	年一回
-------	---------	----------------	------	-----

④褥瘡予防対策委員会 平成 27 年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
委員会を定期開催する。	利用者の褥瘡を予防するとともに、万一発生の場合は早期に治癒できるように取り組む。	3ヶ月に1回の頻度で委員会を開催する。 参加者(委員)は施設長・看護職員・介護職員・栄養士・事務員の各職種より1名～2名。	担当委員	5月・9月・12月・3月
褥瘡予防対策の策定		現行の予防策を見直し、全職員が実施できる予防対策・マニュアルを策定する。	担当委員	5月
褥瘡予防対策の実施管理		委員が策定した予防対策・マニュアルを、各ユニット及び職種にて確実に実施するよう指示し、実施状況をフォローする。	担当委員	3月末
褥瘡発生の場合、早期治癒に向けての対策策定・実施管理		各職種の専門性を活かし、褥瘡のある利用者の心身状況に応じた個別の対応策を策定し、関係職種で確実に実施するよう指示し、実施状況をフォローする。	担当委員	3月末

老人短期入所施設 聖十字四日市老人福祉施設 平成27年度 事業計画

I. 実施事業

- ・老人短期入所施設事業
(短期入所生活介護) 10床

II. 基本方針・実施策

施設運営の基本方針は、「利用者の皆様が安全に、安心して、楽しく生活していただけるサービスを提供し、地域の福祉に貢献する」とする。

これを実現するための実施策は以下の通り。

④ 「安全」について

- ・高齢者の場合、感染症への罹患は生命の危機に直結するため、施設内でまん延させることのないようにする。「聖十字四日市老人福祉施設 感染予防対策」を全職員が再確認し、継続的に実行していくとともに、感染症予防委員会（特養と共通）において対策を見直し、その都度指示していく。
- ・事故の危険性を少なくするため、事故予防委員会（特養と共通）を中心として対策を立案し、各ユニットで利用者個々の事故リスクとその対策を立案するとともに、事故・ヒヤリハット報告書を全職員で共有し、事故予防に努めていく。
- ・利用者の方の病変、状態の悪化を予防するため、変化を発見したらすぐに職員間・職種間で情報伝達を行い、対策を立て、実行していく。
- ・褥瘡予防委員会（特養と共通）を中心に、全職員で予防に努めるとともに、万一褥瘡が発生した場合は、関係職種が連携しながら対応することで、早期の治癒を目指す。
- ・身体拘束廃止委員会（特養と共通）を中心として、当施設において身体拘束及びそれに類する行為を行わないように、監視を行うとともに、緊急やむを得ない事由により拘束を行わざるを得ない場合は、早急にそれが解除できるよう、関係職種が連携しながら取り組んでいく。

⑤ 「安心」について

- ・利用者の皆様に「この施設にいると安心できる」「穏やかな気持ちで生活できる」と思っただけのような施設となることを目指す。
このために職員の年間研修計画に基づく研修を実施し、運営方針や事業計画、業務上の目標の共有、意欲の向上を図り、職員の資質向上を目指していく。

⑥ 「楽しく」について

- ・利用者の方にとって大きな楽しみの一つは食事である。個々の希望に応じた食事内容を工夫するほか、行事食等の提供ができるよう、取り組んでいく。
- ・併設の小規模特養との交流行事として、喫茶「田園珈琲店」を毎月実施する。
また上記以外に、「青葉まつり」「夏まつり」「秋まつり」（いずれも仮称）を開催する。
- ・介護職員だけでなく、全職種で協力しながら、ユニット内における行事、外出等を行い、日々の楽しみを作っていく。

④その他

生活相談員を中心に、介護、看護、栄養・調理、事務が連携しながら、緊急に利用を必要とするケース、あるいは経管栄養、認知症等の方の受け入れを積極的に行う。

III. 運営上の目標

①運営安定化のための稼働率向上・維持

新施設として、施設運営の安定化が最優先であるため、その実現のために以下の目標を掲げ、実行していく。

年間ベッド稼働率目標：90%

利用希望者を増加させるため、病院・居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、利用を呼び掛ける。また、地域の催しなどに参加しながら、施設のPRを行う。

③ 職員の資質向上のための取り組み

施設内研修：年6回実施

法人内研修：年2回参加

施設外研修：年間5名程度参加

③経費の節減

電気・ガス・水道および消耗品類につき、使用状況を管理するとともに、購入価格比較を行うことにより、徹底的に支出を削減する。

IV. 各部署の事業計画

①はなしょうぶユニット 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ユニットミーティングの開催	情報共有 サービスの向上	当面はさるびあユニットとの共同開催。	ユニットリーダー ユニット職員	偶数月の第三水曜日
事業所（CM）との連携	ショートステイ 利用者数拡大・ サービスの向上	サービス担当者会議等に参加。事業所訪問。 ユニット職員数の確保。（さるびあユニットとの連携を含む）	ユニットリーダー 相談員	随時
デイサービスとの連携	デイ利用者、地域との交流	ショッピング、祭り等の行事を協力して行う。	ユニット職員	未定

利用者家族との連携	ご家族への報告、次回利用へつなげる	ユニット通信を作成し、利用者自宅へ郵送する。 または退居時の封筒へ同封する。	ユニットリーダー ユニット職員	年4回
-----------	-------------------	---	--------------------	-----

②生活相談員 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
ショート利用案内	年間稼働率を90%にする。	ショート利用パンフレットの配布 各ケアマネへの直接相談と利用案内	生活相談員	毎月2回以上
利用者やご家族との面談	施設への要望や希望を把握する。	入居者やご家族との直接面談を行い、施設への要望や不満に感じる点を把握する。		随時
緊急ケース等に対応	利用者の安全・安心の確保	他職種と連携し、緊急ケース・重度者の受け入れを積極的に実施。		28年3月末まで

③介護支援専門員 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
生活支援	満足度の向上	要望や訴えに対し、ケアプランに反映させていく	介護支援専門員	随時
		ケアプランに沿った形で支援を行い、記録を残す。		随時
		状態の変化に応じてケアプランを随時、更新していく。		随時

④看護 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
バイタル測定	各利用者の普段の平均値を把握し早期異常発	毎日測定を実施。また、体調変化のあった方、医師より指示があった方については、特に注意して見守りを行う。	看護職員	28年3月末まで

	見につける			
服薬管理	誤配の予防に努める	集中できる環境を作り、落ち着いた状況で実施する。	看護職員	28年3月末まで
摂食嚥下	窒息・誤嚥の予防と体力作り	・各入居者の食形態の把握と、評価（観察） ・体重推移の評価	看護職員	28年3月末まで
委員会の参加	入居者の安心、安全な生活づくり	各委員会に参加し、必要に応じて資料等の作成を行う。	看護職員	28年3月末まで

⑤栄養・調理 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
食事（安全）	異物混入を0件にする	厨房の清掃・清潔な白衣の着用・調理時の注意	管理栄養士 調理員	毎日
食事（衛生）	食中毒を0件にする	厨房の衛生管理・正しい手洗いの実施	管理栄養士 調理員	毎日
行事食	季節を感じられる食事の提供	毎月1回以上の行事食の提供	管理栄養士 調理員	毎月
喫茶	サービスの向上	手作りお菓子・飲み物の提供	管理栄養士	毎月

⑥事務 平成27年度事業計画

項目	目的	具体的行動計画	担当者	実施時期・期間
喫茶「田園珈琲店」の開催	利用者へのサービス向上	毎月の喫茶サービス実施	施設長 事務 栄養士	毎月1回
窓口の対応	ご家族への接遇向上	窓口での挨拶、コミュニケーションの継続	事務	毎日
ユニット行事の参加	利用者へのサービス向上	行事の移動補助行事中の入居者見守り	事務	随時

外部研修	職員の資 質向上	四日市市や三重県主催 の研修参加	事務	年間2回
------	-------------	---------------------	----	------

三重聖十字病院

平成27年度 事業計画

I. 施設方針

- ・ 社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念に基づき、医療や福祉サービスを必要とする人びとの人間性、尊厳性、生きる権利を最大に尊重する医療・保健・福祉サービス環境を確保する
- ・ 全人間的なヒューマンサービス・アプローチを実践する。身体的・精神的・社会的・霊的に統合された人間としての利用者の多様なニーズに対して、科学的根拠また心理的根拠に基づいて誠実に確認・把握し、必要なサービスを客観的視点に従って実施する。
- ・ 医師・司祭・看護師・薬剤師・管理栄養士・精神保健福祉士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・ボランティア等を含む、多職種専門家チームによるアプローチを実施し、全体的調整とチームワークに基づく緩和医療・保健・福祉ケアを提供する。

II. 事業計画

事業計画	実施内容
社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念に基づき、チームワーク医療の充実を図り医療の質向上を目指す	社会福祉法人鈴鹿聖十字会の理念の基、独立型緩和ケア病院として、チームワーク医療を充実させるとともに、より一層、患者様への医療の質向上を図り、地域の信頼を得る医療を目指す。
リスク管理の強化を図り、患者確保による経営の安定化を目指す	医療安全管理委員会を強化し、誤薬、転倒転落などの事故防止・再発防止に努め、施設管理、防災対策などあらゆるリスクマネジメントを強化すると共にコンプライアンスの徹底を図る。また、平均利用病床25床を目標とし、医薬品をはじめ資材の仕入価格の抑制を図ると共に安定した患者確保のためのサービスの独自性を立案し、財務の健全化・安定化を図る。
外来での緩和ケアの充実を図りつつ、訪問看護の体制作りを行う	緩和ケア専門病院として、トータルの緩和ケアを推進するため、在宅での患者様のニーズに応じていく。また、緩和ケア外来の充実を図りながら、訪問看護の体制を整え、実績を作っていく。
医療報酬制度改訂に即した医療体制の確立を図る	国の在宅療養推進政策による変化に対し、常に情報を収集し、柔軟かつ敏感に対応できるよう体制を整える。
医療・看護体制の整備を引き続き進め、職員の能力アップを図る	常勤医師を確保し、常勤3名体制を目指す。また看護師は7:1基準を維持するため常時常勤看護師20名以上を維持する。また、ケースカンファレンスを開催し、相互研鑽を行なうと共に内外の研修会を通じて職員の能力アップを図り、社会情勢の変化に対応するよう努める。

環境及び施設の整備を進める	病院周囲の環境整備・施設の機器の整備を行い安定した施設環境を整える。
広報活動の強化及びボランティアなどの体制整備を進める	「緩和ケア」が地域でより理解されることを目的とし、講演会等を開催するとともに、各種研究会での広報活動により、緩和ケア医療の推進を図る。また、ボランティアなどの活動を拡大・定着させる

菰野聖十字の家診療所 平成 27 年度 事業計画

I. 施設方針

- ・利用者のニーズに寄り添った健康管理、医療の提供を行う。

II. 事業計画

計画事項	実施内容
健康管理	・ 定期投薬
予防医学の推進	・ インフルエンザ予防接種 ・ 肺炎球菌ワクチン予防接種 ・ 日常の健康相談
施設整備	・ 医事用コンピュータの老朽化に対応